

令和6年度 学校開放利用案内

目次

I 学校開放とは	1ページ
II 団体開放について(校庭・体育館等)	
1 利用できる団体・利用のきまり	} 2ページ
2 開放施設・開放日・時間帯	
3 利用可能種目	
4 利用受付場所・日時	
5 利用方法 ～利用申請から利用当日までの流れ	
6 団体登録について	3ページ
7 受付場所・受付時間一覧	4ページ
8 利用可能種目一覧(1)校庭	5ページ
利用可能種目一覧(2)体育館・武道室・武道場	6ページ
9 開放利用中に事故等が起きたときの対応	7ページ
(スポーツ安全保険のご案内)	
III 個人開放について(校庭・体育館)	
1 学校ひろば(校庭の個人開放)・利用のきまり	} 8ページ
2 体育館個人開放・利用のきまり	
3 学校ひろば(校庭の個人開放)の開放日・開放時間	9ページ
4 体育館個人開放の利用種目・開放日・開放時間	10ページ
学校開放 利用のきまり(全校共通)	11ページ

学校開放を利用する際は利用上の注意を守って利用してください。下記のコードから区公式ホームページにアクセスできます。

【学校開放事業について】

(団体開放)

(学校ひろば)

(体育館の個人開放)



目黒区文化・スポーツ部
スポーツ振興課管理係
電話 03-5722-9690

(令和6年4月1日発行)

I 学校開放とは

- 学校開放は、学校教育に支障の無い範囲で、目黒区立の小・中学校の体育施設（校庭・体育館等）を、スポーツ・レクリエーション及び交流の場として、個人または団体に活用していただき、地域におけるスポーツ振興とコミュニティの形成を図ることを目的とした事業です。
- 各学校には、地域の住民で構成する「学校開放運営委員会」があり、学校や区と連絡調整を行いながら学校開放事業を運営しています。

開放の種類・施設など

	団体開放	個人開放
開放する 学校施設	○校庭 ○体育館 ○武道室・武道場	○校庭(学校ひろば) ○体育館
利用できる方	○社会教育関係登録団体 ○地域活動登録団体 *事前の団体登録が必要（P3参照）	【小学校校庭】小学6年生以下の区民 *未就学児は保護者の付き添いが必要 【中学校校庭】区民 【体育館】区内に在住・在勤・在学の原則として16歳以上のかた *学校によっては条件をつけて16歳未満の方も利用しているところがあります。
開放日時・ 利用種目など	学校ごとに学校開放運営委員会が、利用可能種目や時間帯などを定めています。	毎月、ホームページで開放日を公表します。

注意事項

- 天候、学校行事、施設工事等により、開放が中止になる場合があります。
- 利用の際は『利用のきまり』（P11）を守ってください。
- 小・中学校は教育施設であるため、体育施設としての機能が十分でない場合があります。
- 熱中症のおそれがある時は、体調に十分気を付けて利用してください。

Ⅱ 団体開放(校庭・体育館等)

- ・学校ひろば(校庭の個人開放)及び体育館個人開放を実施していない日時に、学校教育に支障の無い範囲で団体に開放しています。学校ごとに、開放日・時間帯、利用可能種目などが決まっています。

1 利用できる団体・利用のきまり

目黒区社会教育関係団体 または 目黒区地域活動団体 のいずれかに登録している団体

- * 社会教育関係団体と地域活動団体の両方に重複して登録することはできません。
- * 登録要件、方法など詳細は、各申請先の施設(P3)へお問い合わせください。
- * 利用のきまり(P11)参照

2 開放施設・開放日・時間帯

校庭	小学校	原則として、土、日、祝日、学校休業日の9:00~17:00 *「学校ひろば」や学校の部活動(中学校)を実施していない日
	中学校	
体育館 武道室 武道場	小学校	原則として、平日は18:00~21:00 原則として、土、日、祝日、学校休業日は9:00~21:00
	中学校	原則として、各学校で定めた曜日の19:00~21:00

* 利用可能日は、学校行事等により変動するため、利用受付日に受付場所でお伝えします。

3 利用可能種目

学校ごとに利用できる種目が決まっています。

「利用可能種目一覧」(校庭:P5、体育館・武道室・武道場:P6)で確認してください。

- * 学校設備や地域の状況により、利用制限がある場合があります。
- * 小・中学校は児童・生徒のための施設なので、体育施設としての機能が十分でない場合があります。

4 利用受付場所・日時

小学校は各学校または学区の住区センターで、中学校は区立体育館または学区の住区センターで受付を行います。「受付場所・受付日時一覧(P4)」で確認してください。

* 受付場所が住区センターの場合、休館日等により受付日に変更となることがあります。

5 利用方法 ~利用申請から利用当日までの流れ

利用月の前月 (利用申請と承認)	利用申請	○学校ごとに定められた受付日時に、各受付場所で利用申請を行います。(P.4)申請の際は、目黒区社会教育関係団体または目黒区地域活動団体の『団体登録証』の提示が必要になります。(※団体登録の手続きはP3参照) ■利用可能日は学校行事等により変動するため、受付当日に受付場所でお知らせします。 ■希望が重なった場合は、抽選等で決める場合もあります。 ■天候、学校行事、工事等で、承認された利用でも「取消」となる場合があることを了承したうえで、申し込んでください。
	団体開放利用承認書の交付	○受付完了後、『団体開放利用承認書』をお渡しします。 ■『団体開放利用承認書』は、利用当日に必要です。紛失しないようにしてください。また、他団体に譲渡したり転貸したりすることはできません。
利用当日	団体開放利用承認書の提示	○利用する前に、『団体開放利用承認書』を学校警備員に提示してください。 ■利用をしなくなった場合は、必ず学校に連絡してください。(連絡をする際は、学校開放の件とお伝えください) ■連絡がなく、誰も来校しない場合は、無断キャンセルとして扱います。(利用開始時間から30分経過しても承認書の提示がない場合は利用できません。)
	利用後の後片付けと連絡	○利用時間内に準備と後片付け(清掃・原状復帰)を行ってください。 ○退出の際、『報告書』を記入し、学校警備員の確認を受けてください。

6 団体登録について

- 団体開放を利用する場合は、『目黒区社会教育関係団体』又は『目黒区地域活動団体』の、どちらか一方に団体登録をする必要があります。(両方への重複登録はできません)。
- 学校開放の利用申請には、いずれかの団体登録証が必要です。登録手続きを先に行ってください。
- 団体登録の要件や申請方法等は各団体登録申請窓口へお願いします。
(スポーツ振興課では登録手続きは行っていません。)

目黒区社会教育関係団体

区民の社会教育活動を支援するための、サークル(団体)を対象とした制度です。
登録することにより、社会教育館、青少年プラザ、緑が丘文化会館を優先的に利用できます。
登録受付は随時行っています。主に利用する社会教育館等で申請してください。
登録証の発行は申請から約2週間後です。

【申請及び問い合わせ先】

施設名	電話番号	所在地	開館時間	休館日
東山社会教育館	3791-4611	東山 3-24-2	9:00~21:00	月曜日※1 12/28 から 1/4
区民センター社会教育館	3711-1137	目黒 2-4-36		
中央町社会教育館(B1)	3713-4127	中央町 2-4-18		
目黒本町社会教育館	3792-6321	目黒本町 2-1-20		
緑が丘文化会館(本館)	3723-8741	緑が丘 2-14-23	9:00~21:45 (休日 9:00 ~17:00)	月曜日 毎月第2木曜日 12/28 から 1/4
青少年プラザ	5721-8575	中目黒 2-10-13		

※1 区民センター社会教育館のみ、月曜日が祝日の場合は翌日が休館日

目黒区地域活動団体

区民相互の交流を通して住区内のコミュニティ形成に寄与し、区内を主な活動拠点とした地域の公益的な団体及びその団体と連携・協力できる地域に開かれた団体の登録制度です。
(*学校開放の利用を希望する団体であっても、以上の要件等が必要です。)
登録することにより住区センターの会議室を優先的に利用できます。
登録受付は随時行っています。主に利用する住区センターで申請してください。
登録証の発行は申請から約2週間後です。

【申請及び問い合わせ場所】

■各住区センター (*住区センターの所在地や電話番号は、ホームページ等でご確認ください。)

7 団体開放の受付場所・受付日時一覧

利用受付は利用月の前月に行います。開放する日は、受付当日に公表します。
 なお、天候・学校行事・施設工事等により、開放が中止になる場合があります。

		学校名	受付場所	受付日時【利用月の前月】		
小学校	北部	菅刈小	菅刈住区センター	第3(土)	10:00	
		烏森小	烏森住区センター	第3(土)	10:00	
		駒場小	駒場小学校	*8月は受付なしのため9月分は7月に受付 地域優先利用につき年間調整で実施		
		東山小	東山小学校	第3(金)	10:00	
	東部	下目黒小	下目黒小学校	地域優先利用につき年間調整で実施		
		中目黒小	中目黒小学校	地域優先利用につき年間調整で実施		
		田道小	田道小学校	地域優先利用につき年間調整で実施		
		不動小	不動住区センター	第2(土)	18:00	
	中央	油面小	油面住区センター	第2(土)	9:00	
		五本木小	五本木小学校 (体育館入口)	第3(木)	18:30	
		鷹番小	鷹番住区センター	第1(土)	10:00	
		上目黒小	上目黒小学校	第3(金)	17:30	
	南部	碑小	碑住区センター	第3(土)	10:00 (体育館) 10:30 (校庭)	
		向原小	向原住区センター	第3(土)	10:00 (体育館) 10:30 (校庭)	
		月光原小	月光原住区センター	第3(土)	10:00	
		原町小	原町住区センター	第3(土)	10:00	
	西部	八雲小	八雲住区センター	第3(土)	10:00 (体育館) 10:30 (校庭)	
		大岡山小	大岡山西住区センター	第2(土)	10:00	
		緑ヶ丘小	自由が丘住区センター	第3(土)	10:00(体育館) 10:30 (校庭)	
		東根小	東根住区センター	第3(土)	10:00	
		中根小	中根住区センター	第3(土)	10:00	
		宮前小	自由が丘住区センター宮前分室	毎月10日	9:00(体育館) 9:30(校庭)	
	中学校	北部	第一中	駒場体育館	第3(木) ・体育館 ・武道室 (目黒中央中学校)	18:30 (校庭)
			東山中 (開放なし)			19:00 (テニスコート) 19:00 (体育館)
東部		大鳥中	目黒区民センター体育館	第3(土) ・武道場 (第十一中学校)	19:00 (体育館) ・武道室 ・武道場	
中央		目黒中央中	碑文谷体育館			
南部		第七中	中央体育館	第3(土) ・校庭 ・テニスコート (東山中学校)	19:00 (校庭)	
		第九中				
西部		第十中	八雲体育館			
		第十一中				
南部	第八中	大岡山東住区センター	第3(土)	18:00 (体育館) 18:30 (校庭)		

*受付場所の所在地・電話番号などは、区のホームページでご確認ください

8 団体開放の利用可能種目一覧（校庭・体育館等）

新規団体の事前相談が「要」の学校は、学校により利用条件が異なります。相談先をご案内しますのでスポーツ振興課管理係(03-5722-9690)にご連絡ください。状況によっては利用できない場合もあります。

	学校名	利用可能種目（校庭）	新規団体の事前相談	備考	
小学校	北部	菅刈小	小学生以下のサッカー、グラウンドゴルフ、ペタンク、小学生以下の T ボール	要	
		烏森小	小学生以下のサッカー、グラウンドゴルフ	要	地域優先
		駒場小	小学生以下のサッカー、小学生以下の野球、グラウンドゴルフ	要	地域優先
		東山小	小学生以下のサッカー、小学生以下の野球、グラウンドゴルフ	要	地域優先
	東部	下目黒小	小学生以下のサッカー、小学生以下の野球	要	地域優先
		中目黒小	小学生以下のサッカー、小学生以下の野球	要	地域優先
		田道小	小学生以下のサッカー、小学生以下の野球	要	地域優先
		不動小	小学生以下のサッカー、小学生以下の野球	要	地域優先
	中央	油面小	小学生以下のサッカー、グラウンドゴルフ、女性・高齢者のソフトボール	要	地域優先
		五本木小	小学生以下のサッカー、小学生以下の野球、グラウンドゴルフ、ペタンク	要	地域優先
		鷹番小	小学生以下のサッカー、小学生以下の野球(練習のみ)、グラウンドゴルフ	要	地域優先
		上目黒小	小学生以下のサッカー、小学生以下の野球	要	地域優先
	南部	碑小	小学生以下のサッカー、小学生以下の野球、グラウンドゴルフ	要	地域優先
		向原小	学校更新のため開放中止	—	—
		月光原小	小学生以下のサッカー、小学生以下の野球、グラウンドゴルフ	要	地域優先
		原町小	小学生以下のサッカー、小学生以下の野球、グラウンドゴルフ	要	地域優先
	西部	八雲小	小学生以下のサッカー	不要	
		大岡山小	小学生以下のサッカー、小学生以下の野球、グラウンドゴルフ	要	
		緑ヶ丘小	小学生以下のサッカー、小学生以下の野球、グラウンドゴルフ(校庭に穴をあけないもの)	要	地域優先
		東根小	小学生以下のサッカー、小学生以下の野球	要	地域優先
中根小		小学生以下のサッカー、小学生以下の野球、グラウンドゴルフ、ペタンク	要	地域優先	
宮前小		小学生以下のサッカー、小学生以下の野球	要	地域優先	
中学校	北部	第一中	中学生以下のサッカー、中学生以下の野球、グラウンドゴルフ	不要	
		東山中	開放なし	—	—
	東部	大島中	中学生以下のサッカー(練習のみ)、中学生以下の野球(練習のみ)	不要	
	中央	目黒中央中	中学生以下のサッカー(練習のみ)、中学生以下の野球(練習のみ)	不要	
	南部	第七中	中学生以下のサッカー、中学生以下の野球(練習のみ)、グラウンドゴルフ、中学生以下のティーボール、女性のソフトボール	不要	
		第八中	中学生以下のサッカー、中学生以下の野球、グラウンドゴルフ、女性・小学生以下のソフトボール、陸上競技	不要	
		第九中	中学生以下のサッカー、中学生以下の野球、グラウンドゴルフ、ソフトテニス	不要	
	西部	第十中	中学生以下のサッカー、中学生以下の野球、女性・中学生以下のソフトボール、女性・少年フットサル、陸上競技	不要	
第十一中		中学生以下のサッカー、中学生以下の野球(練習のみ)、グラウンドゴルフ、ゲートボール、女性・中学生以下のソフトボール、ペタンク、陸上競技	要		

注1 地域優先とは、主に学区の住民で構成されている団体の利用を優先。

注2 「野球」は軟式野球を指す。

		学校名	主な利用可能種目 (体育館・武道場・武道室)	新規団体の 事前相談	備考	
小学校	北部	菅刈小	小学生以下のバスケ、バレー、バドミントン、ミニバレー、カンフー、古武道、ソフトバレー	要		
		烏森小	バドミントン、卓球、ミニバレー、ソフトバレー、剣道、空手道、槍術、女性・小学生以下のフットサル	要		
		駒場小	バレー、バドミントン、ミニバレー、古武道、ソフトバレー、ジャグリング(床にマットが必要)、なわとび、小学生以下のフットサル、チアリーディング、空手道、剣道	要	地域優先	
		東山小	バレー、バドミントン、卓球、体操、剣道、ミニバレー、ソフトバレー、なわとび	要		
	東部	下目黒小	バレー、バドミントン、卓球、剣道、小学生以下のフットサル	要	地域優先	
		中目黒小	バレー、バドミントン、女性・小学生以下のフットサル、なぎなた、剣道、よさこい	要	地域優先	
		田道小	バスケ、バレー、バドミントン、卓球、体操、女性・小学生以下のフットサル、中国武術	要	地域優先	
		不動小	バレー、バドミントン、卓球	要	地域優先	
	中央	油面小	バスケ、バレー、卓球、空手道、トリム体操、小学生以下のフットサル	要	地域優先	
		五本木小	小学生以下のバスケ、バレー、バドミントン、ミニバレー、古武道、ソフトバレー、バトントワリング、卓球	不要		
		鷹番小	バレー、バドミントン、卓球、体操、なわとび、フラッグフットボール	要	地域優先	
		上目黒小	バスケ、バレー、バドミントン、卓球、剣道、体操、小学生以下のフットサル、新体操	要	地域優先	
	南部	碑小	バスケ、バレー、バドミントン、卓球、空手道、新体操、チアリーディング	要	地域優先	
		向原小	バスケ、バレー、バドミントン、ミニバレー、ソフトバレー、バトントワリング、居合道、バトントワリング、チアリーディング、	要	地域優先	
		月光原小	バレー、バドミントン、空手道、体操、女性・小学生以下のフットサル	要	地域優先	
		原町小	バドミントン、卓球、ソフトバレー、空手、新体操、バトントワリング、小学生以下のフットサル	要	地域優先	
	西部	八雲小	バスケ、バレー、バドミントン、卓球、セパタクロー、バトントワリング、剣道、空手道	不要		
		大岡山小	バレー、バドミントン、新体操、チアリーディング、バトントワリング、小学生以下のフットサル	要		
		緑ヶ丘小	バスケ、小学生以下のフットサル、バトントワリング、ジャグリング、空手道、剣道	要	地域優先	
		東根小	バレー、バドミントン、卓球、剣道、空手道、ドッジボール、女性・小学生以下のフットサル	要	地域優先	
		中根小	バスケ(ゴールは小学生仕様・高さ調整不可)、バレー、バドミントン、バトントワリング、トリム体操、空手道、小学生以下のフットサル	不要		
		宮前小	バスケ、バレー、バドミントン、卓球、剣道、空手道、太極拳、体操、バトントワリング	要	地域優先	
	中学校	北部	第一中	バスケ、バレー、セパタクロー、ドッジボール、少林寺拳法	不要	
			東山中	開放なし	—	—
東部		大島中	バスケ、バレー	不要		
中央		目黒中央中	【体育館】バスケ、バレー、バドミントン	不要		
			【武道室】剣道、空手道、合気道、柔道、杖道、古武道			
南部		第七中	バスケ、バレー、バドミントン、卓球	不要		
		第八中	バスケ、バレー、バドミントン、卓球、ミニバレー、ソフトバレー、太極拳、チアリーディング、バトントワリング	不要		
		第九中	バスケ、バレー、バドミントン、空手道、セパタクロー	不要		
西部		第十中	バスケ、バレー、バドミントン、バトントワリング、セパタクロー	不要		
		第十一中	【体育館】バスケ、バレー、ジャグリング、セパタクロー、バトントワリング 【武道場】剣道、合気道、柔道、空手道、中国拳法、杖道 ※原則として履物を使用しない種目	要		

注1 居合道、槍術等に関しては刃物(実際に切れる物)の持ち込みは不可。

注2 上記に記載のない種目については、スポーツ振興課にお問い合わせください。

9 開放利用中に事故等が起きたときの対応

(1) 学校設備や用具を破損したとき

学校設備や用具を破損した場合は、速やかに学校警備員に連絡してください。施設等を破損した場合は、利用者が費用を負担して原状回復又は損害賠償をしていただきます。

(2) けがや事故等が起きたとき

けがや事故等が発生した場合は、速やかに学校警備員に連絡してください。また「事故届・事故報告書」を学校に提出していただきます。

利用時のけがや事故、その他、貴重品・手荷物等の盗難・紛失の責任は利用者が負うこととなりますので、安全には十分注意してください。

スポーツ安全保険のご案内

けがや施設の破損など万が一の保障のため、『スポーツ安全保険』への加入をおすすめします。

■スポーツ安全保険とは

加入手続きを行った4名以上のアマチュアの団体（スポーツ・レクリエーション・文化活動等を行う団体・グループ）の構成員を被保険者とし、（公財）スポーツ安全協会が取りまとめ機関となり、損害保険会社8社との間で保険契約を締結しています。

傷害保険	賠償責任保険
急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺症、入院、手術、通院を補償	他人にケガをさせる、他人の物を壊すなどにより、法律上の損害賠償責任を負うことになって被った損害を補償

■加入区分と補償対象

加入対象者		補償対象となる団体活動
子ども(中学生以下)		スポーツ活動・文化・ボランティア・地域活動
大人	高校生以上～64歳以下	スポーツ活動・スポーツ活動の指導・審判
	65歳以上	

■詳しくは下記へお問い合わせください。

(公財)スポーツ安全協会東京都支部 電話 03(5738)7577

HP <https://www.sportsanzen.org>

*これ以外にも、民間のスポーツ保険もあります。

Ⅲ 個人開放（校庭・体育館）

1 学校ひろば(校庭の個人開放)・利用のきまり

- ・子どもたちの安全な地域の遊び場として、小学校・中学校の校庭を開放しています。
- ・事前の申し込みは不要です。開放日は月ごとに区のホームページで公表しています。
- ・利用のきまり（P11）参照

利用できるかた	開放日	開放時間
小学校(全校) 区内在住の児童(小学6年生以下) 未就学児は保護者同伴	土、日、祝日 学校休業日	9:00～17:00のうち 1回あたり2時間又は3時間 (*学校ごとに決まっています。P.9)
中学校(第十一中学校) 区内在住のかた		

*学校ひろば用の遊具を用意していますので遊具の持込はご遠慮ください

*天候（降雨・発雷・光化学スモッグ・高温等）、学校行事、工事等により中止になる場合があります。

*開放中は安全指導員を配置し、安全の確保や利用の調整などを行っています。利用の際は安全指導員の指示に従ってください。

2 体育館個人開放・利用のきまり

- ・学校ごとに種目を決めて、体育館を開放しています。
- ・事前の申し込みは不要です。開放日は月ごとに区のホームページで公表しています。
- ・利用の決まり（P11）参照

利用できるかた	開放時間	利用種目・開放日
区内在住・在勤・在学で原則16歳以上のかた	原則として 18:00～21:00	学校ごとに決まっています。(P.10)

*学校によっては条件をつけて、16歳未満のかたもご利用できるところがあります。

*天候、学校行事、工事等により中止になる場合があります。

*運動しやすい服装で、室内用運動靴を持参してください。

*開放中は安全指導員を配置し、安全の確保や利用の調整などを行っています。利用の際は安全指導員の指示に従ってください。

★熱中症に注意★

夏季は高温のため、校庭やプールなどの屋外施設だけでなく、体育館などの屋内施設でも熱中症の恐れが高まる場合があります。

区では、学校開放事業において、環境省が発表する「熱中症情報」を基準に、「危険（気温35度以上）」などの場合は、個人開放は原則中止、団体開放は各利用団体に無理をしないように協力を呼びかけるなど、各学校や学校開放運営委員会と連携をとりながら対応しています。

3 学校ひろば(校庭の個人開放)開放日・開放時間

- ・小学校は全校、中学校は第十一中学校のみ実施しています。
- ・利用できるかは、小学校は原則として小学6年生以下の区民(未就学児は保護者の付き添いが必要)です。第十一中学校は区内在住のかたであればご利用になれます。

	学校名	開放時間		開放日
		午前	午後	
小学校	北部	菅刈小	9:00~12:00	13:00~16:00
		烏森小	—	14:00~16:00
		駒場小	—	13:00~16:00
		東山小	—	13:00~16:00
	東部	下目黒小	—	13:00~16:00
		中目黒小	—	13:30~15:30
		田道小	10:00~12:00	—
		不動小	—	13:30~16:30
	中央	油面小	10:00~13:00	13:00~16:00
		五本木小	—	13:00~15:00
		鷹番小	10:00~12:00	13:00~15:00
		上目黒小	—	15:00~17:00 (11月~2月)14:30~16:30
	南部	碑小	10:00~12:00	—
		向原小	—	13:00~16:00
		月光原小	9:00~12:00	—
		原町小	—	13:30~15:30
	西部	八雲小	10:00~12:00	14:00~16:00
		大岡山小	—	14:00~17:00 (11月~3月)14:00~16:00
		緑ヶ丘小	—	14:00~17:00 (11月~2月)13:00~16:00
		東根小	—	14:00~17:00 (11月~2月)13:30~16:00
		中根小	—	13:30~16:30 (11月~2月)13:00~16:00
宮前小		10:00~12:00	14:00~16:00	
中学校	西部	第十一中	—	13:00~16:00

月ごとに設定されます。ホームページで当月と翌月の日時を公開しています。

*校庭の状態や天候、学校行事、施設工事等により中止になる場合があります。

最新の開放日情報 区公式ホームページからご確認ください。右コードからアクセスできます。



4 体育館個人開放の利用種目・開放日・開放時間

- ・下表の学校で実施しています。中学校は第八中学校のみ実施しています。
- ・開放日を変更することがありますので、ホームページで確認してください。
- ・利用できるのは原則として16歳以上の区民です。(条件付きで16歳未満も利用できる学校があります。)

	学校名	種目	開放日	開放時間
北部	菅刈小	卓球	第1、第3(土)	18:00~21:00
		ミニバレー	第2、第4(土)	18:00~21:00
	烏森小	ソフトバレー	第1~第4(水)	19:00~21:00
	駒場小	(体育館の個人開放なし)		
	東山小	卓球	第2、第4(水)	18:00~21:00
バドミントン		第1、第3(木)	18:00~21:00	
東部	下目黒小	卓球	第3(金)	18:30~21:00
		バドミントン	第2(火)	18:30~21:00
	中目黒小	(体育館の個人開放なし)		
	田道小	バドミントン	第2(金)	18:30~21:00
	不動小	(体育館の個人開放なし)		
中央	油面小	卓球	第1、第3(木)	18:00~21:00
		バドミントン	第2、第4(木)	18:00~21:00
	五本木小	卓球	第1、第3(火)	18:00~21:00
		バドミントン	第2、第4(火)	18:30~21:00
	鷹番小	バドミントン	第1、第3(火)	18:00~21:00
	上目黒小	卓球	第2(金)	18:20~20:40
		バドミントン	第2、第4(月)	18:20~20:40
南部	碑小	卓球	土(月1回実施)	14:00~17:00
		バドミントン	土(月1回実施)	18:00~21:00
	向原小	(体育館の個人開放なし)		
	月光原小	(体育館の個人開放なし)		
	原町小	(体育館の個人開放なし)		
	第八中	卓球	第1、第3(月)	19:00~21:00
		ミニバレー・バドミントン	第2、第4(水)	19:00~21:00
西部	八雲小	(体育館の個人開放なし)		
	大岡山小	バドミントン	第1、第3(土)	18:00~21:00
	緑ヶ丘小	卓球	第2、第4(水)	18:00~20:00
	東根小	卓球	第1、第3(月)	18:00~21:00
		バドミントン	第2、第4(月)	18:00~21:00
	中根小	(体育館の個人開放なし)		
	宮前小	卓球	第2、第4(土)	9:00~12:00
バドミントン		第1、第3(月)	18:00~21:00	

*学校行事、施設工事等により中止になる場合があります。

最新の開放日情報 区公式ホームページからご確認ください。右コードからアクセスできます。



学校開放 利用のきまり(全校共通)

- 利用のきまりは、利用者全員（見学者含む）が厳守してください。
- 利用のきまりを守らない場合は、今後の利用をお断りすることがあります。

学校施設・敷地内での禁止事項

■ 団体開放・個人開放共通

- 1 自動車・バイク・自転車等での来校、乗り入れはできません。
- 2 飲食・喫煙は禁止です。(お茶・水等の水分補給は可)
- 3 ゴミやペットボトル等は持ち帰ってください。
- 4 決められた施設以外は立ち入り禁止です。
- 5 利用を許可された備品のみを使用してください。
- 6 学校施設での携帯電話・スマートフォンなどの充電は禁止です。
- 7 校庭でスパイクは使えません。
- 8 体育館、武道場、武道室に下足のままでは入れません。(上履き使用)
- 9 学校内には犬等の動物を入れないでください。(介助犬を除く)

利用上の注意及び禁止項目

■ 団体開放・個人開放共通

- 1 危険行為や他人の迷惑となるような行為は禁止です。
- 2 営利目的の利用はできません。
- 3 利用時間は厳守してください。利用時間には「準備・片付け」を含みます。
- 4 近隣への配慮として、無断駐輪やゴミ等のポイ捨て、学校周辺で群れ集まって騒ぐなどの事がないようにしてください。
- 5 天候、学校行事、施設工事により、開放が中止になることがあります。
- 6 熱中症のおそれがある気象状況のときは、体調に十分気をつけて利用してください。
- 7 小・中学校は児童・生徒のための施設なので、体育施設としての機能が十分でない場合があります。
- 8 学校は教育現場です。児童・生徒が使用するの、丁寧にご利用するとともに、利用後は必ず原状回復をしてください。

■ 団体開放

- 1 団体登録時の構成員以外は利用できません。(＊団体登録のページ(P3)参照)
- 2 SNS等で不特定多数のメンバーを募って利用することは厳禁です。
- 3 利用時には18歳以上の責任者を配置してください。
- 4 利用を中止する場合は、必ず事前に学校に連絡してください。

■ 個人開放

- 1 利用の際は安全指導員の指示に従ってください。
- 2 事故やケガがあった場合は、安全指導員に連絡してください。

■ 道具類について

- (団体開放・体育館個人開放) 持ち込んだ道具類は、必ず持ち帰ってください。
(学校ひろば) 道具類の貸出をしています。持込はできません。

★このほか、学校ごとに利用ルールを設定している場合もあります。
初めて利用する学校の場合は、必ず利用前に学校や安全指導員に確認してください。

<奥付>

名称 令和6年度 学校開放利用案内
発行 目黒区文化・スポーツ部スポーツ振興課管理係
電話 03-5722-9690
発行日 令和6年4月1日